

## 熊谷市防災ラジオ受信機の貸与に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な緊急情報等をより確実に伝達することを目的とした防災ラジオ受信機（以下「防災ラジオ」という。）を無償貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ラジオ 国、県及び市の災害時の緊急情報等、FMクマガヤの放送局を通じて発信される緊急割込放送の自動起動機能を備えたラジオ（AC電源アダプタ、取扱説明書等の付属品を含む。）をいう。
- (2) 緊急情報等 気象特別情報、避難情報その他の災害緊急情報及び市長が特に必要と認める情報をいう。
- (3) 視覚障害者 視覚障害のある者のうち身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。
- (4) 防災行政無線の難聴地域 次に掲げる区域をいう。
  - ア 防災行政無線の屋外拡声子局から半径300mを超える地域
  - イ 防災行政無線の屋外拡声子局から半径300mの地域内であるが、周囲の建物等に遮蔽され、聞こえの悪い地域
- (5) 災害警戒区域 次に掲げる区域をいう。
  - ア 堤防決壊に伴って家屋の倒壊・流出の恐れがある区域として国及び県が指定する家屋倒壊等氾濫想定区域又は埼玉県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - イ 国及び埼玉県が公表する想定最大規模の洪水浸水想定図にお

いて50cm以上の浸水が想定される区域

(貸与の対象者)

第3条 防災ラジオを貸与する対象者は、市内に住所を有する者とする。

(貸与の台数)

第4条 貸与する防災ラジオの台数は、1世帯につき1台とする。

(貸与の申込み)

第5条 防災ラジオの貸与を希望する者は、熊谷市防災ラジオ貸与申込書(様式第1号)を市長へ提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査の上、防災ラジオの貸与の可否を決定し、熊谷市防災ラジオ貸与決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、防災ラジオの貸与に当たっては、別表に規定する優先区分の順に貸与の可否を決定するものとし、同一の区分において市が保有する台数を超える申込みがあった場合には、抽選により貸与の可否を決定する。

(貸与決定の取消し)

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消すことができる。

(1) 偽り又はその他の不正な方法により、防災ラジオの貸与の決定を受けたとき。

(2) 防災ラジオの適切な管理を行っていないとき。

2 市長は、前項の決定取消しを行ったときは、熊谷市防災ラジオ貸与決定取消通知書(様式第3号)により、貸与決定者に通知するものとする。

(管理責任)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 防災ラジオを自己の財産に対するのと同じの注意をもって良好な状態で維持管理すること。
- (2) 防災ラジオの使用に係る電気料金及び電池代を負担すること。
- (3) 防災ラジオを故意若しくは過失により破損又は亡失したときは、速やかに熊谷市防災ラジオ破損・紛失届（様式第4号）により市長にその旨を届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に適当と認める場合にあっては、この限りでない。
- (4) 防災ラジオを第三者に譲渡し、又は転貸その他の処分をしないこと。
- (5) 転出等により、提出した事項に変更が生じたとき、又は防災ラジオを必要としなくなったときは、熊谷市防災ラジオ利用変更（返却）届（様式第5号）を提出すること。
- (6) 市から防災ラジオの利用の中止又は返却を求められたときは、速やかに利用を中止し、又は返却をすること。
- (7) 市が実施する防災ラジオの自動起動を伴う試験放送等により、可能な範囲で動作確認を行うこと。

(市の管理事項)

第9条 市長は、防災ラジオの管理を適切に行うため、熊谷市防災ラジオ管理台帳（様式第6号）を整備するものとする。

2 市長は、毎年1回、使用者に対して、通知により防災ラジオの貸与状況の確認を行うものとする。

(損害賠償責任)

第10条 市は、防災ラジオの誤った使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。

(様式略)

別表（第6条関係）防災ラジオ貸与優先区分

優先区分	内容
1	視覚障害者
2	防災行政無線の難聴地域内に居住する65歳以上の高齢者で、スマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
3	災害警戒区域内アに居住する65歳以上の高齢者で、スマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
4	災害警戒区域内イに居住する65歳以上の高齢者で、スマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
5	65歳以上の高齢者で、スマートフォン等の防災情報入手手段を所有していない者
6	その他の者